

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 【 省 略 】</p> <p>1-1-2 用語の定義 【 省 略 】</p> <p>1 ~ 26 【 省 略 】</p> <p>27「連絡」とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、契約約款第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、Eメールなどにより互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>28「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、<u>記名（署名または押印を含む）</u>したものを有効とする。 なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ及びEメールにより伝達できるものとする。</p> <p>29 ~ 35 【 省 略 】</p> <p>1-1-3 ~ 1-1-47 【 省 略 】</p> <p>1-1-48 保険の付保及び事故の補償 1 ~ 2 【 省 略 】</p> <p>3 受注者は、建設業退職金共済制度に<u>該当する場合は同制度に</u>加入し、その発注者用掛金収納書（<u>発注者用</u>）を工事請負契約締結後原則1箇月以内（<u>電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内</u>）に、発注者に提出しなければならない。<u>また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。</u></p> <p>1-1-40 ~ 1-1-54 【 省 略 】</p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 【 省 略 】</p> <p>1-1-2 用語の定義 【 省 略 】</p> <p>1 ~ 26 【 省 略 】</p> <p>27「連絡」とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、契約約款第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、Eメールなどの<u>署名または押印が不要な手段</u>により互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>28「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名、<u>または捺印したものを有効とする。</u> なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ及びEメールにより伝達できるものとするが、<u>後日有効な書面と差し替えるものとする。</u></p> <p>29 ~ 35 【 省 略 】</p> <p>1-1-3 ~ 1-1-47 【 省 略 】</p> <p>1-1-48 保険の付保及び事故の補償 1 ~ 2 【 省 略 】</p> <p>3 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その発注者用掛金収納書を工事請負契約締結後1箇月以内<u>及び工事完成時に、監督員を経由して</u>発注者に提出しなければならない。</p> <p>1-1-40 ~ 1-1-54 【 省 略 】</p>	<p>押印等の見直しに伴う</p> <p>押印等の見直しに伴う</p> <p>建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等に伴う</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>(2) ～ (3) 【 省 略 】</p> <p>3 【 省 略 】</p> <p>4-14-4 ～ 4-14-8 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 40px;">第5章 ～ 第6章 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 40px;">第7章 <u>排水路工事・河川工事</u></p> <p>第14章 ～ 第19章 【 省 略 】</p>	<p>(2) ～ (3) 【 省 略 】</p> <p>3 【 省 略 】</p> <p>4-14-4 ～ 4-14-8 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 40px;">第5章 ～ 第6章 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 40px;">第7章 <u>河川及び排水路工事</u></p> <p>第14章 ～ 第19章 【 省 略 】</p>	<p style="text-align: center; color: red;">字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>第3編 森林整備保全事業編</p> <p>第1部 森林土木工事共通</p> <p>第1章 ～ 第2章</p> <p>第3章 一般施工</p> <p>第1節 ～ 第2節 【 省 略 】</p> <p>第3節 共通的工種</p> <p>3-3-1 ～ 3-3-5 【 省 略 】</p> <p>3-3-6 小型標識工</p> <p>1 ～ 2 【 省 略 】</p> <p>3 標示板基板の表面状態 受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械により研磨（サウディング処理）シラッカーシンナー又は表面処理液（弱アルカリ性界面活性剤）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼り付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。</p> <p>4 ～ 19 【 省 略 】</p> <p>3-3-7 ～ 3-3-28 【 省 略 】</p> <p>第4節 ～ 第5節 【 省 略 】</p> <p>第5節 石・ブロック積（張）工</p> <p>3-5-1 ～ 3-5-2 【 省 略 】</p> <p>3-5-3 コンクリートブロック工</p> <p>1 ～ 7 【 省 略 】</p> <p>8 合端の施工 受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、モルタル目地を塗る場合は、あらかじめ、設計図書に関して監督</p>	<p>第3編 森林整備保全事業編</p> <p>第1部 森林土木工事共通</p> <p>第1章 ～ 第2章</p> <p>第3章 一般施工</p> <p>第1節 ～ 第2節 【 省 略 】</p> <p>第3節 共通的工種</p> <p>3-3-1 ～ 3-3-5 【 省 略 】</p> <p>3-3-6 小型標識工</p> <p>1 ～ 2 【 省 略 】</p> <p>3 標示板基板の表面状態 受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械的により研磨（サウディング処理）シラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性界面活性剤）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。</p> <p>4 ～ 19 【 省 略 】</p> <p>3-3-7 ～ 3-3-28 【 省 略 】</p> <p>第4節 【 省 略 】</p> <p>第5節 石・ブロック積（張）工</p> <p>3-5-1 ～ 3-5-2 【 省 略 】</p> <p>3-5-3 コンクリートブロック工</p> <p>1 ～ 7 【 省 略 】</p> <p>8 合端の施工 受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、モルタル目地を塗る場合は、あらかじめ、設計図書に関して監督</p>	<p>字句修正</p>

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<p>第8節 鋼製橋脚工</p> <p>3-8-1 ～ 3-8-8 【 省 略 】</p> <p>3-8-9 橋脚フーチング工 1 ～ 3 【 省 略 】 4 適用規定 受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編 第3章 架設工法」（日本道路協会、<u>平成27年3月</u>）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。 また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。</p> <p>5 ～ 7 【 省 略 】</p> <p>3-8-10 ～ 3-8-13 【 省 略 】</p> <p>第9節 ～ 第12節 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 40px;">第4章 ～ 第10章 【 省 略 】</p>	<p>第8節 鋼製橋脚工</p> <p>3-8-1 ～ 3-8-8 【 省 略 】</p> <p>3-8-9 橋脚フーチング工 1 ～ 3 【 省 略 】 4 適用規定 受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編 第3章 架設工法」（日本道路協会、<u>昭和60年2月</u>）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。 また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。</p> <p>5 ～ 7 【 省 略 】</p> <p>3-8-10 ～ 3-8-13 【 省 略 】</p> <p>第9節 ～ 第12節 【 省 略 】</p> <p style="padding-left: 40px;">第4章 ～ 第10章 【 省 略 】</p>	<p style="color: red;">諸基準類の改正</p>